

伊予市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 22 日

伊予市告示第 206 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰対策を主たる目的とし、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減のための省エネ性能の高い家電製品への買換え等を支援するとともに、2027 年末の一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入の禁止に対応するための本市のゼロ・カーボン施策の一環として、省エネ家電製品を購入する者に対し、予算の範囲内において、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 省エネ家電製品 経済産業省資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録されているもののうち、別表第 1 に記載する対象品目と省エネ性能基準を満たしている製品で、かつ、メーカーが発行した保証書があるものをいう。
- (2) 松山圏域 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の区域をいう。

(申請者の要件)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 7 条及び第 9 条に規定する書類を提出した各時点において、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請者及びその属する世帯の構成員（申請者が居住する住宅に居住し、当該住宅の玄関、台所、風呂又はトイレのいずれかを共同で使用している

者を含む。以下同じ。)が、補助金の交付決定を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しないこと。

(6) 本市が実施するゼロ・カーボン施策、環境保全対策等の調査や活動に協力すること。

(補助の対象及び要件)

第 4 条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 令和 7 年 4 月 1 日から第 9 条に定める交付申請の日までの期間に購入し、及び設置すること。

(2) 松山圏域内の店舗(1 箇所に限る。)で購入(インターネット販売を除く。)すること。

(3) 申請者が自ら居住する住宅(本市の区域内に存する住宅に限る。)に設置すること。

(4) 新品又は展示品等で一度も個人に販売されたことがないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、省エネ家電製品の本体及び付属品の購入に係る経費とし、その総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が 4 万円以上(LED 照明器具のみを購入する場合は、2 万円以上)のものとする。

2 国、県及び市によるこの要綱による補助金以外の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額に相当する額を補助対象経費から差し引くものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 に定めるとおりとし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前申込み及び抽選)

第 7 条 申請者は、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金事前申込書(様式第 1 号)を市長に提出するものとし、その方法は、別表第 2 のとおりとする。

2 市長は、前項の規定による事前申込みがあった場合は、その内容を審査し、

補助金の交付を予定する者（以下「補助金交付内定者」という。）を決定し、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金交付内定通知書（様式第 2 号）（以下「交付内定通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 前項の場合において、予算の範囲を超える申込があった場合は、抽選（無作為抽出）により、補助金交付内定者を決定するものとする。

（内定の取消し）

第 8 条 市長は、補助金交付内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その内定を取り消すものとする。

- (1) 補助金交付内定者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 次条に規定する交付申請を行わないとき。

（交付申請）

第 9 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金交付申請書（様式第 3 号）に必要書類を添付して行うものとし、その方法は、別表第 3 のとおりとする。

（交付決定）

第 10 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、伊予市省エネ家電製品購入促進補助金交付請求書（様式第 5 号）により行うものとする。

（財産の処分）

第 12 条 規則第 18 条ただし書に規定する期間は省エネ家電製品ごとの保証期間に相当する期間とし、同条第 3 号に規定する市長が特に必要があると認めて指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて購入する全ての省エネ家電製品とする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けて省エネ家電製品を購入した者が、当該省エネ家電製品を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（再抽選の実施等）

第 13 条 市長は、第 8 条の規定により内定の取消しをしたときは、予算の範囲において、第 7 条第 3 項に規定する抽選に落選した者の中から、再度抽選により、追加で補助金交付内定者を決定するものとする。

2 第 9 条から前条までの規定は、前項の規定により追加した補助金交付内定者について準用する。この場合において、別表第 3 に規定する受付期間を令和 8 年 2 月 27 日まで延長するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条・第 6 条関係）

対象品目	省エネ性能基準 （経済産業省資源エネルギー 庁「省エネ型製品情報サイト」 の省エネ基準達成率が以下の 基準を満たしているもの）	補助金の額 （市内に本店を 有する購入先事 業者）	補助金の額 （市外に本店を 有する購入先事 業者）
エアコン	87%以上	補助対象経費の 2 分の 1（上限 50,000 円）	補助対象経費の 2 分の 1（上限 30,000 円）
テレビ	79%以上		
電気冷凍冷蔵庫 （冷蔵庫のみ含 む。）	100%以上		
電気冷凍庫			
ガス温水機器			
エコキュート			
LED 照明器具			
電気便座			
ジャー炊飯器			
電子レンジ			

別表第 2（第 7 条関係）

提出先	〒799-3193 伊予市米湊 820 番地 伊予市本庁舎 2 階 産業建設部 環境政策課
提出方法	①えひめ電子申請システムを利用 ②持参又は郵送 ※FAX、電子メール不可 ※下記受付期間内に必着
受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 11 月 10 日（月）まで （土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く。）
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

別表第 3（第 9 条関係）

提出先	〒799-3193 伊予市米湊 820 番地 伊予市本庁舎 2 階 産業建設部 環境政策課
提出方法	持参又は郵送 ※えひめ電子申請システム、FAX、電子メール不可 ※下記受付期間内に必着
受付期間	交付内定通知日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで （土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く。）
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで